

## 山形地方・家庭裁判所における庁舎及び敷地内の全面禁煙について

山形地方・家庭裁判所（管内の支部・簡裁・出張所を含みます。）では，7月1日（月）から，庁舎及び敷地内を全面禁煙とすることとしました。

駐車場に駐車中の車の中も禁煙です。

通常の紙巻たばこのほか，加熱式たばこ，電子たばこ等の全てのたばこが対象になります。

御理解と御協力をお願いいたします。